

平成 28 年 4 月

社労士の職業倫理に照らし不適切と考えられる情報発信に関する指導指針

全国社会保険労務士会連合会

1. 本指針の趣旨

近年、インターネット等の様々なメディアによる情報発信が、手軽に、かつ廉価に行うことができるようになり、多くの社労士がその専門的知見や業務に関する情報を発信し、国民の利便向上に貢献している一方で、一部の社労士が、その職業倫理に照らして不適切と考えられる情報発信を行っている。

このような不適切な情報発信は、全国の社労士に対する国民からの信用を失墜させるおそれがある。

以上を踏まえて、全国社会保険労務士会連合会と都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）が連携し、不適切な情報発信を防止するとともに、かかる情報発信を行う社労士に対する厳格な指導を実施することにより、社労士としての品位保持、職業倫理の向上を実現するため、本指針を定めるものである。

2. 不適切と考えられる情報発信

不適切と考えられる情報発信とは、その内容が社会保険労務士法（以下「法」という。）第 1 条、第 1 条の 2 及び第 16 条の規定に反するもの、あるいはそのおそれのあるものをいう。

具体的には、過去の処分事例に照らせば、次の 5 つのいずれかに該当する情報が発信されている場合、指導の対象となるものと考えられる。

- ①社労士制度の目的（事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること）に反する内容
- ②社労士の職責（公正な立場での業務の遂行）に反する内容
- ③社労士の業務を行うに当たり必要とされる労働社会保険諸法令の理解が不十分と認められる内容
- ④社労士の信用及び品位を害する内容
- ⑤使用者による労働者に対する違法な権利侵害や刑罰法規に違反する行為をそそのかすような内容

なお、上記に該当する情報発信を行った場合は、法第 25 条の 3 に定める懲戒処分事由の「この法律の規定に違反したとき及び社労士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当する、あるいはそのおそれがあることとなり、懲戒処分又は指導の対象となり得るものと考えられる。

3. 不適切な情報発信の事例

不適切な情報発信に該当する、あるいはそのおそれのあるものの具体的な事例を以下に示す。これらは近年インターネット等で散見されるものの一例であるが、この他にも上記の5つの視点に照らして該当する、あるいはそのおそれのあるものや、国民に不適切な情報発信であるとの誤解を生じるものについては、指導の対象となるものであり、個々の社労士において直ちに是正すべきものである。

- (1) メンタルヘルス対策等その重要性が社会的に共有されている取組みを否定するような事例
 - ・「社員をうつ病に罹患させる方法」
 - ・「合法的なパワハラの方法」
- (2) 就業規則の作成等に関し使用者がいたずらに労働条件を引き下げることが促すような事例
 - ・「労働基準法上必要のない休暇を与えていませんか」
 - ・「労働時間はそのままに残業代を大幅削減」
- (3) 労働社会保険の保険料を不当に引き下げる脱法行為を推奨するような事例
 - ・「社会保険料の削減をお教えします」
- (4) 労働社会保険の助成金、年金給付等について、依頼者に過度の期待をさせるような事例
 - ・「〇〇助成金獲得のノウハウ教えます。成功報酬は支給額の〇%で。」
 - ・「障害年金、必ずもらえる診断書を医師に書かせる方法」
- (5) 公正さを疑わしめるような事例
 - ・「100%会社側」
 - ・「労働者の味方」
 - ・「行政の指導に対抗できます」
- (6) その他（上記に類するような事例）
 - ・厚生労働省が作成する「モデル就業規則」の目的を否定するような表現

4. 不適切な情報発信に対する指導

都道府県会は、所属する社労士による不適切と考えられる情報発信が確認された場合、直ちにこれを是正（修正、削除等）するよう、会則に基づき当該社労士に対する指導を行う。

なお、指導に従わないため処分が必要な場合又はその態様から指導を行わず直ちに処分を行うことが必要な場合については、会則に基づき当該社労士に対する処分を行う。